

(使用に際し火災の発生のおそれのある器具)

第 21 条 火消しつぼその他使用に際し火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準については、第 17 条第 1 項第 1 号から第 7 号まで、第 9 号及び第 9 号の 2 の規定を準用する。

【解釈及び運用】

- 1 本条は、いわゆる火消しつぼについて規制したものである。
- 2 「火消しつぼ」は、本来密閉することにより、空気の供給を断ち、火を消す器具であるから、故障、破損をしたものでは、その目的を達することができないばかりか、かえって火災危険が生じる。また、ある程度の温度上昇は生じるので、可燃物から安全な距離を保有すること、及び可燃性のガス等に対し引火源となることを避けることが必要である。

したがって、第 17 条の規定のうち、第 1 項第 1 号から第 7 号まで、第 9 号及び第 9 号の 2 の規定が準用される。

なお、この場合において、第 17 条第 1 項第 1 号で準用する「火災予防上安全な距離」とは、火消しつぼにあつては周囲 15 cm 以上、その他の器具にあつてはこんろ、ストーブ及び火消しつぼに準じた距離以上をいう。